平成２９年（フ）第２２号
山梨県甲州市塩山下於曽1392番地　池田住宅Ｂ号
債務者　福永　眞一
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２３号
山梨県甲州市塩山下於曽1392番地　池田住宅Ｂ号
債務者　福永　三佳
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１０６号
長野県上田市別所温泉142番地１
債務者　丸山　潤一
1　決定年月日時　平成29年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第３３号
三重県亀山市関ケ丘521番地309
債務者　白阪　美保
1　決定年月日時　平成29年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで　津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１号
三重県四日市市浮橋２丁目８番地１　大和の里Ｅ－201
債務者　稲吉　　忍（旧姓今村）
1　決定年月日時　平成29年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第２２号
三重県四日市市平町９番８－505号　藤和シティコープ富洲原、前住所三重県四日市市平町25番15号　コーポエデンＡ－36
債務者　川島　隼人（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成29年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第５号
三重県北牟婁郡紀北町長島1497番地
債務者　宮原　滝也
1　決定年月日時　平成29年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで　津地方裁判所熊野支部

平成２９年（フ）第５８号
京都市西京区桂稲荷山町24番地の45
債務者　山田　美穂
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１８４号
京都府八幡市八幡長谷59番地の４
債務者　中田千代子
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１９０号
京都市中京区富小路通錦小路上る高宮町593番地　ライフボックス20　４Ｂ号室、前住所京都市左京区吉田本町４番地21
債務者　檜皮　良子
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６６０号
兵庫県尼崎市東園田町９丁目45番地の２　コーポ藻川Ｃ39号
債務者　森　　博子
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第５７号
兵庫県西宮市門戸荘５番12－201号
債務者　綿井　裕子
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第７４号
兵庫県尼崎市南塚口町１丁目12番17号　ＮＡＳヴィラ　204、前住所兵庫県尼崎市南塚口町３丁目14番28－105号
債務者　渡邉　孝子
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第９５号
兵庫県尼崎市稲葉元町２丁目６番15号
債務者　宮津　靖敏
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第９９号
兵庫県尼崎市南武庫之荘５丁目19番13号　マンションヒラミツ203
債務者　藤村　　徹
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１８２号
奈良市北之庄西町１丁目８番地の７　プレスト北之庄Ｖ307号
債務者　山本　典慶
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで　奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２３６号
奈良市藤ノ木台３丁目12番７号
債務者　上井敦映子こと　上井太栄子
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで　奈良地方裁判所